

# 半田市無電柱化推進計画

令和3年3月

半田市

## はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけではなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなるほか、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、様々な危険があるが、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成28年に成立、施行された。

無電柱化法第8条においては、国の策定する無電柱化推進計画（及び都道府県無電柱化推進計画）を基本として、半田市における無電柱化の推進に関する施策についての計画である半田市無電柱推進計画の策定を努力義務として規定している。

本計画は、無電柱化法に基づく半田市無電柱化推進計画として、今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めるものである。

## 1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 半田市における無電柱化の現状

半田市における無電柱化は、関係者の協力の下、電線共同溝の整備や要請者負担方式による地中化が進められており、令和3年3月現在、約1.6kmの無電柱化に着手している。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力に推進していく必要がある。

「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、市民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により半田市の魅力あふれる美しいまちなみを取り戻し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

### 3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について地域の合意形成を図る必要があることを踏まえ、優先的に無電柱化を推進する道路として、以下のとおり定める。

#### ① 安全・円滑な歩行空間の確保

JR半田駅前土地区画整理事業区域及びその周辺において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。

#### ② 景観形成・観光振興の促進

半田市ふるさと景観計画に指定された景観形成重点地区(亀崎地区)の中心に位置する市道亀崎線において、道路の美装化等と合わせて無電柱化を推進する。

### ③ 防災減災対策

電柱倒壊による災害の防止、及び情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、緊急輸送道路をはじめ、避難所へのアクセス道等において無電柱化を検討する。

## 2. 無電柱化推進計画の期間

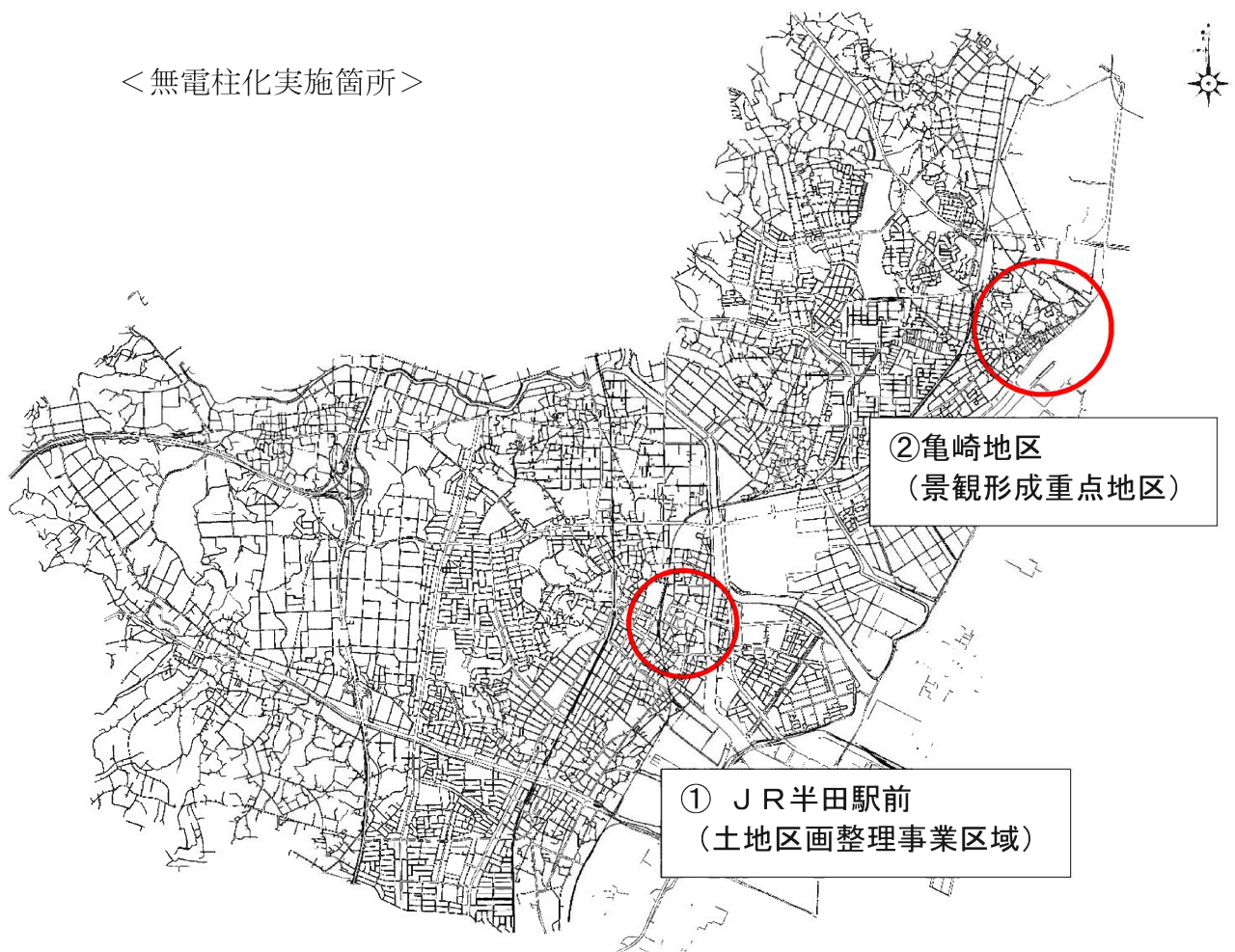
令和3年度から令和8年度までの6年間とする。

## 3. 無電柱化の推進に関する目標

令和8年度までに、以下の無電柱化の実施を目標とする。

- ① J R半田駅前土地区画整理事業区域及びその周辺において無電柱化を完了する。
- ② 市道亀崎線における無電柱化を完了する。

<無電柱化実施箇所>



#### 4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

##### 1) 無電柱化事業の実施

無電柱化の実施にあたっては、以下の事業手法により、無電柱化を推進する。事業手法は、電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

##### ① 電線共同溝方式

道路及び沿道の利用状況等を踏まえ道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意する。

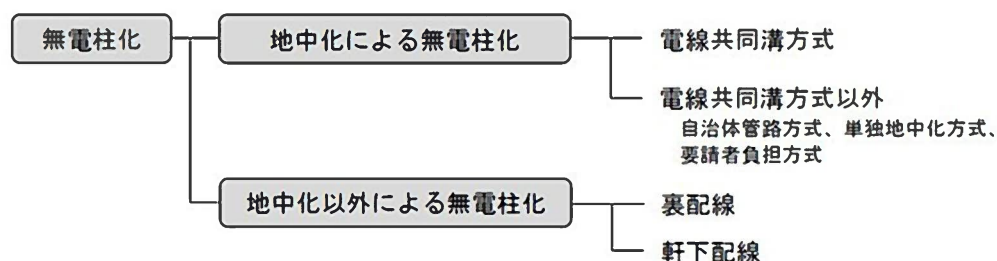
##### ② 自治体管路方式、単独地中化方式、要請者負担方式

無電柱化の必要性の高い道路のうち、電線共同溝による整備を行わない道路については、電線管理者と協議し、電線共同溝方式以外による無電柱化を検討する。

##### ③ 裏配線・軒下配線

沿道地権者の合意が得られる道路においては、低コストに無電柱化を実施可能な裏配線や軒下配線による整備を進める。

#### <無電柱化の整備手法>



## 2) 占用制度の運用

占用制限制度や占用料の減額措置について適切に運用し、無電柱化を促進する。

## 3) 関係者間の連携の強化

### ① 推進体制

市（道路管理者）、電線管理者、地方公共団体及び地元関係者等からなる中部地方ブロック無電柱化協議会愛知県部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑化するため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

### ② 工事・設備の連携

市道において、道路事業等やガスや水道等の地下埋設物の工事が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

### ③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地や民有地の活用を、管理者の同意を得て進める。

### ④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、道路事業や交通安全事業など他の事業と連携して総合的、計画的に取り組むよう努める。

また、無電柱化法第12条に基づき、道路事業及び市街地開発事業等が実施される際には、電線管理者と調整して無電柱化の検討を行い、実施可能な場合は電線管理者に無電柱化の実施を要請し調整を図る。

⑤ 低コスト手法の検討

電線共同溝の設計にあたっては、低コスト手法を含めたコスト比較を実施し、最適な手法を採用する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

さらに、民間の技術・ノウハウや資金を活用するため、PFI 手法の採用についても検討する。